

令和6年11月15日

税制調査会会長 翁 百合 様
活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合
座長 佐藤 英明 様

税制調査会特別委員 土居丈朗
(慶應義塾大学経済学部教授)

意見書

税制調査会を所用により欠席しますので、書面にて下記の通り意見を述べます。

記

ライフコースに中立な税制の構築に向けて、次の3点について、私見を申し上げたい。これらはいずれも、以前から問題視されていながら今日的にも支障をきたしている「古くて新しい」税制上の課題であり、早急に解決すべきと考える。

(1) 公的年金等控除と給与所得控除との併用に伴う弊害

高齢者が公的年金を受給しながら、勤務して給与を得る場合、公的年金等控除と給与所得控除が併用できる。これに伴い、同じ課税前収入でありながら、所得税の概算控除額が給与所得のみの若年者よりも併用できる高齢者の方が多くなっている(資料1-2の15ページ)。その影響として、併用できる高齢者の方が、控除額が多い分だけ課税所得が少なくなるとして所得税負担が軽くなっている。さらにいえば、公的年金のみの高齢者と併用できる高齢者との間でも同様の不公平が生じている。両概算控除は単一の控除に統合すべきである。

この弊害は、公的年金等の収入と給与収入を概算控除前に合算しないことに起因している。したがって、様々な方策を講じて併用の弊害を解消すべく、公的年金等の収入と給与収入を合算した上で単一の概算控除を適用することで、単一の控除に統合することが実質的に実現できるようにすることが考えられる。

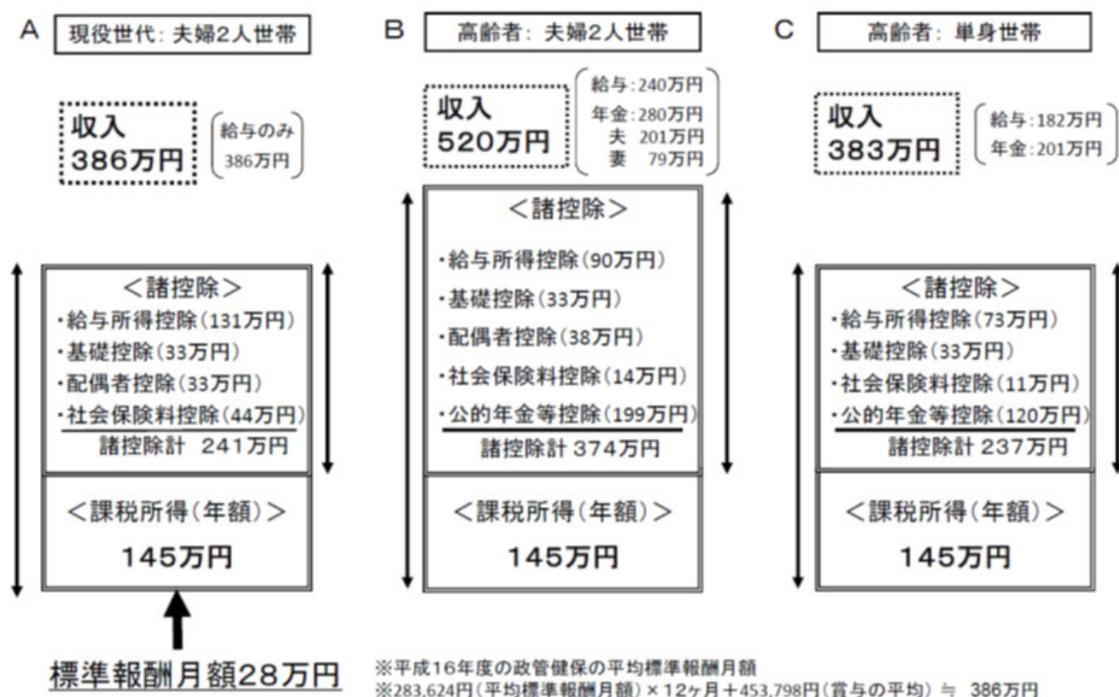
これまで、源泉徴収される者については、源泉徴収義務者が公的年金等の収入か給与収入のどちらかしか把握できないことから、両収入を合算できないと諦めていた面がある。しかし、今やマイナンバーとマイナポータルがある。マイナンバーで名寄せでき、かつマ

イナポータルで両収入を合算できるようにすれば、納税者本人同意の上で年末調整等の際に、公的年金等の収入と給与収入を合算した上で単一の概算控除を適用して納税額を算出することができる。現行制度で両概算控除を併用している者は、他の対象収入があったとしても、ほぼ全員が公的年金給付を受けているはずであるから、年末調整等における控除適用額の算出や納税額の調整は、主として日本年金機構が行うことが考えられる。

なお、現行制度において、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1000万円超の者については、公的年金等控除の適用額は同1000万円以下の者よりも減らされている。この仕組みは、両概算控除の併用の弊害を軽減することに資するものである。ただ、その対象者は少ないことから、対象者を拡大する方策を推進することで、(単一の概算控除にはなっていないものの) 両控除の併用の弊害を軽減できる。

さらに、現行制度において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円超の者は、確定申告が必要である。確定申告の対象者であれば、申告時に両収入を合算することが可能であり、その際に単一の概算控除にしておけば、追加的な税務の事務負担なく、両控除の併用の弊害が解消できる。そうした方策を、早期に実現を目指すべきである。

図1 課税所得が145万円となる収入例



出典：社会保障審議会介護保険部会第49回会合配付資料(2013年9月25日)

注：控除額については、「現役並み所得」の制度発足時のもの

両控除の併用の弊害は、社会保障制度にも及んでいる。それは、医療保険制度における「現役並み所得」の要件である。70歳以上の者で患者負担が現役並みの3割負担となる要

件は、「世代内に課税所得の額が 145 万円以上となる被保険者がいる場合」である。図 1 には、課税所得が 145 万円となる収入例が示されている。

ところが、課税所得については、前述した両概算控除が加味される。図 1 のように、公的年金等の収入がない若年の夫婦 2 人世帯は、課税所得が 145 万円となる者の課税前収入は、給与所得控除しか適用されないことから、386 万円となる。他方、高齢夫婦 2 人世帯では、給与所得控除のみならず公的年金等控除も適用されることから、課税所得が 145 万円となる者の課税前収入は 520 万円となる。「現役並み所得」を課税所得で判定する仕組みは、平成 18 年 10 月にこの仕組みが始まって以来変わっていない。

社会保障制度において、課税所得が同額だから「現役並み」というのは、経済力を的確に反映しているとはとても言えない。本来は、課税前収入なり可処分所得なりで測るべきものとする。

この「現役並み所得」の判定基準の見直しは、政府税制調査会で議論する案件ではないものの、所得税制における歪みが社会保障制度にも波及しているという点は、看過すべきではない。¹

(2) 公的年金等控除の上限額

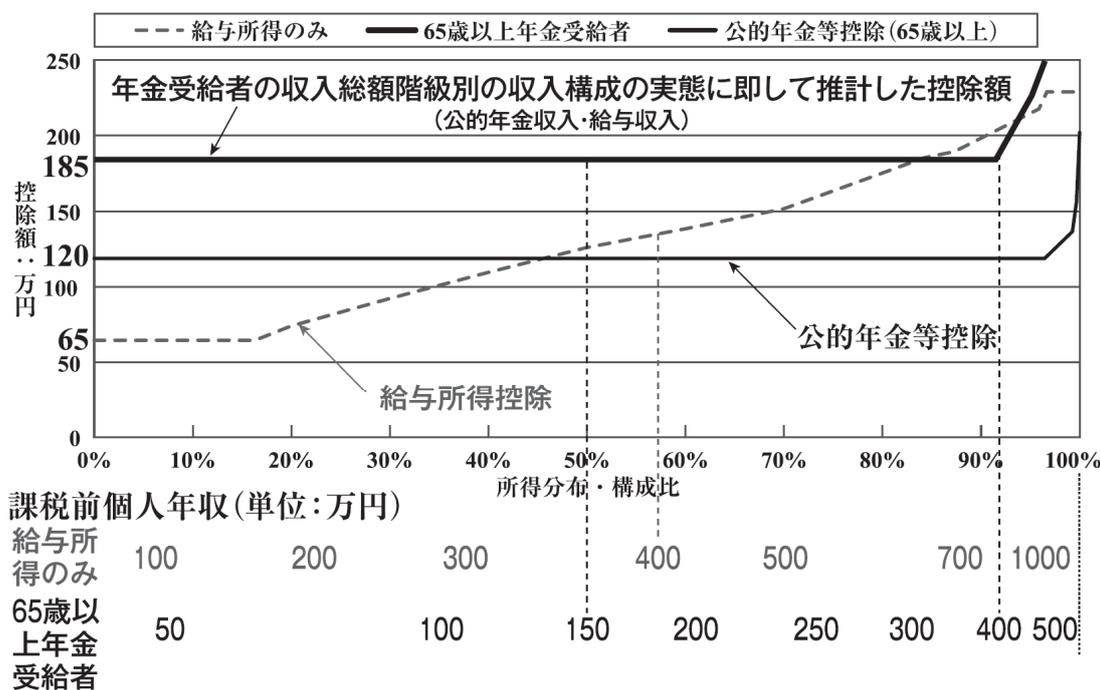
公的年金等控除に関しては、令和 2 年分所得から、控除上限が設けられることとなった。しかし、その控除上限に直面する者は、公的年金等の収入金額が 1000 万円超の者に限られている。給与所得控除の控除上限に直面する者は、令和 2 年分所得から、給与収入が 850 万円超の者であるが、その対象者の割合に比べると、公的年金等の収入金額が 1000 万円超の者はごくわずかしかない（図 2 参照）。これでは、公的年金等控除に控除上限を設けたものの、その実効性が極めて乏しいといって過言ではない。

所得分布上の構成比を踏まえると、公的年金等控除の上限額は依然として高すぎる。今後、両概算控除を統合できないならば、その代替策として、公的年金等控除の上限額を、所得分布を踏まえつつ、給与所得控除の上限額に相当する水準まで引き下げることが求められる。

公的年金等控除の上限額を引き下げることを通じて、給与所得控除との併用に伴う弊害も軽減されることにつながる。

¹ なお、介護保険での利用者負担について、2 割負担者と 3 割負担者は、合計所得金額で判定している。合計所得金額も、両概算控除の併用が影響しているものの、「現役世代」の所得と比較した判定基準ではないため、ここでは不問とする。もちろん、公的年金のみの高齢者と併用できる高齢者との間での不公平は残されている。

図2 所得税の控除適用額と所得分布



資料) 国税庁「申告所得税標本調査」, 「民間給与実態統計調査」, 厚生労働省「年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査)」。

出典: 土居丈朗 (2017) 「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響: 配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析」, 『経済研究』 vol.68(2), pp.150-168.

注: 控除額については、論文掲載時当時のもの

<https://doi.org/10.15057/28529>

(3) 高齢者への遺族年金

遺族年金は、非課税所得とされている(資料1-2の3ページ)。これが元で、特に高齢者の世代内不公平が生じている。本意見書5ページにある拙稿「遺族年金を課税対象にすべき」, 『週刊東洋経済』2014年2月1日号80頁にも記したように、所得税負担の面だけでなく、社会保障の給付と負担においても不公平を助長している。これは、10年以上前から長きにわたり税制改正をせず温存されたままとなっている。

高齢者への遺族年金は所得税・個人住民税の課税対象とすべきである。² この問題は、年金制度の問題ではなく、税制の問題であり、政府税制調査会が正面から向き合わなければならない問題である。所得税法第9条第1項第3号ロに規定されて、遺族年金は非課税となったままである。今後、高齢世代内の公平性を担保し、高齢者がたどったライフコースに中立的になるようにすべく、高齢者への遺族年金を課税対象とすべきである。

以上

² ただし、若年世代への遺族年金はその限りではない。

日本の税にモノ申す!^②

遺族年金を課税対象にすべき

慶応義塾大学経済学部教授 ● 土居文朗

同じ「年金」といっても、課税される年金、課税されない年金がある。自分が保険料を納めた見返りに受け取る年金（国民年金・厚生年金・共済年金）は、課税対象であり、一定以上の収入だと所得税や住民税が課される。

一方で、いっさい課税されないのが「遺族年金」だ。遺族年金とは、年金に加入していた配偶者や親が亡くなった後、本人に代わり遺族が受け取る年金である。稼働能力のある配偶者や親を亡くすと、生計が成り立たないのを踏まえて、遺された者の生

活を支えている。

確かに若い遺族なら、配慮は必要である。しかし高齢の遺族はどうなるか。結婚せず独身のまま、自らの年金を年200万円もらう高齢者は、税金を納める。一方で、夫に先立たれたが、遺族年金を合わせて200万円もらう妻は税金がゼロ、という現象が起きてしまっている。

たとえば、厚生年金を受けている75歳の妻で、夫が亡くなったとして（左下図）。夫の死で遺族年金を受け取る際、①死亡した夫の年金の4分の3か、②死亡した夫の年金の2分

遺族年金は公的年金より優遇

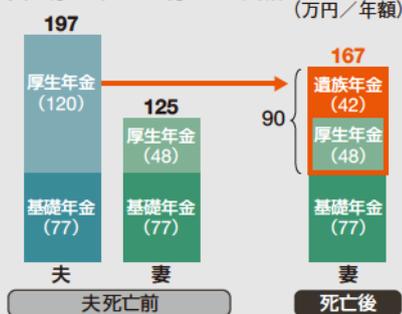
課税前収入額	手取りの所得額	
	遺族年金	公的年金
100万円	97万円	96万円
120万円	117万円	116万円
155万円	152万円	145万円
175万円	172万円	161万円
200万円	197万円	181万円
250万円	247万円	217万円

(注) 税・保険料は東京23区に住む75歳以上の単身高齢者を想定。数字は概算

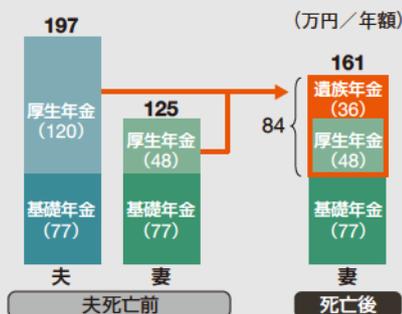
①か②のどちらが多いほうをもらえる

—遺族年金の計算方法—

① 夫の厚生年金の4分の3を受給



② 夫と妻の厚生年金の2分の1ずつを受給



(注) 遺族年金では夫の死亡後は「夫の厚生年金の4分の3」か、「夫と妻の厚生年金の2分の1ずつ」のうち、多いほうを受給できる
(出所) 厚生労働省年金局「2013年度年金制度のポイント」を基に筆者作成

の1と本人の年金の2分の1を合計した額か、どちらが多いほうを受け取る。図のケースではより多い①を採用。ただ実際に年金をもらう際は、計算で決まった年金額と本人の厚生年金との差額が、遺族年金として支給される。遺族年金は非課税だ。妻は自分の厚生年金だけで48万円だったが、①では夫の年金の4分の3に相当する額がもらえるので、42万円の遺族年金が追加で支給。そのうえ遺族年金は非課税である。夫婦で生活している間の年金は2人で322万円、1人当たり161万円だったのが、遺族年金を受け取る妻になると、これが1人当たり167万円に増える。

対照的に、ずっと独身で自分の年金として167万円もらう75歳の高齢者なら、1・6万円の所得税と住民税が課される。先の例の妻は同じ収入で税負担はゼロなのだ（自分の年金として1225万円もらうが、税制上の控除で課税対象所得はゼロとなる）。そもそも65歳以上の高齢者の年金に対し、少なくとも155万円までは、所得税や住民税はかからない。ところがそれを超えると、状況次第で課税されてしまう。

そのうえ、支払っている医療保険料や介護保険料の負担は、高齢者でも所得が増えるほど重くなるのだが、その所得には遺族年金がカウントされない。保険料の計算上、妻の所得は167万円ではなく、125万円なのである。

そこで、全額を遺族年金でもらう場合と、課税対象になる公的年金でもらう場合とで、手取りの所得にどれだけ差が出るか、表にしてみた（左上図）。遺族年金だけだと、所得税や住民税が非課税になるだけでなく、保険料も最低限しか課されないのだ。

確かに、若くして遺された配偶者や子どもなら、配慮は必要だろう。しかし高齢者にとって、年金の種類が異なるだけで課税か非課税かが決まるのでは、不公平が生じてしまう。遺族年金はほかの年金と同様に、課税対象とすべきである。

どい・たけろう ● 1970年生まれ。大阪大学卒。東京大学大学院修了。2009年より現職。著書に「日本の税をどう見直すか」（日本経済新聞出版社）。